

参考

朝鮮同胞ニ對スル處地改善奨励各埠ノ具體的施策トシテ實施スベキ事
項概ネ左ノ如シ

一 一 戒內地人ノ啓蒙

(1) 新聞、雜誌、映画、著作等各種ノ方法ヲ以テ朝鮮同胞是民化ノ
實相ヲ知ラシメ之ヲ親愛スベキコトヲ認識セシムルコト

(2) 國民教化ノ全分野ニ亘リ普ク内地一體ノ愚念ヲ參透セシムルニ
努メ特ニ朝鮮人學童ヲ收容シ居レル國民學校等ニ於テハ内地人學

童ト朝鮮人トノ融和一體化ニ努ムルト共ニ母親學校等ヲ進シ家庭
婦人ニ内地一體化ノ觀念ヲ徹底セシムルコト

(3) 教科書ノ修正及新編纂ニ際シテハ幼児及青少年(國民學校教育

師範教育並ニ中等教育)ヲ進シ朝鮮ニ適用スル教材ヲ豊富ニ
及朝鮮同胞ニ對スル認識理解ヲ深カラシムルコト

二 内地渡航制限制度ノ廢止

- (1) 朝鮮同胞ノ内地渡航ニ關スル現行制度ノ廢止ニ伴ヒ勞務、輸送其他時局下ノ要請ニ基キ之ガ渡航ニ關シ必要ナル調整ヲ加フルコト
- (2) 就勞ヲ目的トスル内地渡航ハ勞務ノ計畫的純直ヲ確保スル爲官警及ハ假用等ノ方法ニ依ルヲ原則トスルコト
- (3) 内鮮間ノ來任者ニ對シテハ時局下諸般ノ便宜ノ爲其ノ身分ヲ證明スベキ證票ヲ携行スルヲ指導スルコト
- (4) 内鮮間ノ來任者ノ處遇ニ就テハ細心ノ注意ト充分ナル理解トヲ以テ之ニ當ルコト
- (5) 内鮮警察相互間ノ連絡ヲ一層緊密ニシ不逞分子ノ潛入策動等ノ

防遏ニ付遺憾ナキヲ期スルコト

三 警察上ノ處遇改善

- (1) 第一線富該警察官ノ教養及人選ニハ特別ノ考慮ヲ拂ヒ日常ノ職務執行ニ當リテハ充分ナル理解ト愛情トヲ以テ之ニ當ラシムルコト
- (2) 有識層ニ對スル處遇ニ付テハ特別ノ考慮ヲ拂ヒ苟モ其ノ自覺心ヲ易クシガ如キコトナキ様周到ノ注意ヲ以テスルコト
- (3) 勲章同賜ノ多數居住スル地域ニハ事故ノ未然防止ヲ圖ル爲適當ナル施設ヲ講ジ特ニ空襲等非常事態時ニ對處スル措置トシテ朝鮮同胞有刀者ノ協刀ヲ求ムル等ノ方途ヲ講ジ之ガ保護ノ萬全ヲ期スルコト

四 勤勞管理ノ改善

(1) 朝鮮人勞務者ノ多數定任スル重要府縣ニ其ノ保護ヲ專斷スル係官ヲ直クコト

(2) 勤勞管理ノ衡ニ當ル者ヲシテ朝鮮ニ關スル認識特ニ言語、風習等ニ諳スル知識ヲ充分ナラシメ愛情ト熱意トヲ以テ之ガ指導ニ當ラシムルト共ニ朝鮮同胞有識者ノ中ヨリ適任者ヲ指導部面ニ可及的活用ヲ期スルコト

(3) 同一職務ニ勤務スル内地人職員及勞務者ハ勿論其ノ家族ニ至ル迄朝鮮同胞ニ對スル理解ト認識トヲ徹底セシメ差別的感情ヲ誘發スルガ如キ舉措ナキ様指導スルコト

(4) 家族保護就中送金文通等ニ對スル便宜供與宿舍管理ノ刷新、適

切ナル慰安等ニ付一層配意シ其ノ定着ニ資スルト共ニ逃走防止等ノ爲ニスル措置ニ關シテモ其ノ取扱ニ付充分留意スルコト

(5) 一時歸郷、家族呼奇等ノ希望アル場合、可及的溫情的取扱ヲ行フコト

五 協和事業ノ刷新

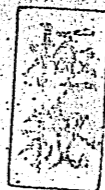
- (1) 厚生省主管部局竝ニ地方廳ノ機構ヲ整備強化スルト共ニ中央協和會ニ改組擴充シ尙此ノ際協和會ノ協和事業等ノ名稱ヲ夫々興生會、興生事業等ト改メ其ノ清新活潑ナル運営ヲ期スルコト
- (2) 協和事業ノ實施ニ關シ關係各廳及關係團體間ノ緊密ナル連繫ヲ保持シ以テ諸般ノ施策ニ齟齬ナキヲ期スル爲厚生省及主要關係都道府縣ニ委員會ノ如キモノヲ設クルコト
- (3) 協和會ノ役員員等トシテ皇民化ノ程度高キ朝鮮同胞ヲ指導、部面ニ活用スル途ヲ拓クコト
- (4) 在任朝鮮同胞ノ言語風習等ノ内地化ニ關シテハ急速ニ之ヲ徹底セザルニシテトシ特ニ衛生及公德觀念ノ向上ヲ圖ルコト

- (5) 日常周圍ノ内地人トノ接觸ヲ緊密ニシ隣組、町會、部落會等ノ機構ニ朝鮮同胞ヲ抱擁把握スルコト
- (6) 朝鮮同胞ノ特ニ多數在任スル地域ニ於テハ生活相談所ヲ設置シ、能フ限り朝鮮同胞ヲモ第一線ニ用フルコト、旅行、居住、就職其ノ他日常生活萬般ニ關スル懇切ナル指導ヲ行フト共ニ生活環境ノ改善又ハ保護指導ニ關スル施設ヲ行フ等其ノ生活一般ノ援護ヲ圖ルコト
- (7) 在任朝鮮人壯丁ニ對スル鍊成ヲ強化シ以テ眞ノ健兵ヲ養成スベク適切ナル措置ヲ講ズルコト
- (8) 市町村長ヲシテ一層積極的ニ協和事業ノ實施ニ當ラシムル様適當ナル方途ヲ講ズルコト
- (9) 協和會ノ事業ニ對シ各種團體（大政翼贊會、大日本産業報國會、

大日本勞務報國會、大日本婦人會等、又ハ篤志家等ヲ充分協力セシ
ムルノ方途ヲ講ズルコト
(3) 大政翼贊會、翼贊壯年團、大日本婦人會、警防團等ニ對スル在住
朝鮮同胞ノ參加ヲ勸奨スルコト

六 進學ノ指導

- (1) 大學、專門學校へノ入學ニ關シテハ内地人ト同様ニ取扱フコトヲ建前トシ昭和二十年度入學者選抜ニ當リテハ特別ノ方途ヲ考慮スルト共ニ他面朝鮮獎學會ノ進學保薦制度ヲ活用シ理工科系諸學校へノ進學風潮ヲ育成スルコト
- (2) 朝鮮同胞ノ子弟ヲ多數收容セル私立中等學校ニ付テハ特ニ指導ヲ加ヘ其ノ内容ノ充實ヲ圖ルコト
- (3) 大日本育英會ヲシテ朝鮮同胞學徒ニ對シ學資貸與ノ方途ヲ講ゼンルニ據措置スルコト
- (4) 文部省教學官ニ朝鮮人學生、生徒ノ指導及監督トシ慣熟セル人材ヲ登用シ内地人學生、生徒トシ融和一体ノ進展ニ資スルコト



朝鮮

限

参考

朝鮮同胞ニ對スル處遇改善要領各項ノ具體的施策トシテ實施スベキ事
一 一般内地人ノ啓蒙

朝鮮同胞ニ對スル處遇改善要領各項ノ具體的施策トシテ實施スベキ事

一 一般内地人ノ啓蒙

(1) 新聞、雜誌、映画、著作等各種ノ方法ヲ以テ朝鮮同胞皇民化ノ

實相ヲ知ラシメ之ヲ親愛スベキコトヲ認識セシムルコト

(2) 國民教化ノ全分野ニ亘リ普及ノ内鮮一體ノ思想ヲ浸透セシムルニ

努メ特ニ朝鮮人學童ヲ收容シ居レル國民學校等ニ於テハ内地人學

童ト朝鮮人トノ融和一體化ニ努ムルト共ニ母親學校等ヲ通ジ家庭

婦人ニ内鮮一體化ノ觀念ヲ徹底セシムルコト

(3) 教科書ノ修正及新編纂ニ際シテハ幼兒及青少年(國民學校教育)

並ニ中等教育)ヲ通ジ朝鮮ニ關スル教材ヲ豊富ニシ朝鮮

及朝鮮同胞ニ對スル認識理解ヲ深カシムルコト

二 内地渡航制限制度ノ廢止

(1) 朝鮮同胞ノ内地渡航ニ關スル現行制度ノ廢止ニ伴ヒ勞務ノ輸送
其他時局下ノ要請ニ基キ之ガ渡航ニ關シ必要ナル調整ヲ加フルコ
ト

(2) 就勞ヲ目的トスル内地渡航ハ勞務ノ計画的配置ヲ確保スル爲官
弊廢又ハ倭用等ノ方法ニ依ルヲ原則トスルコト

(3) 内陸間ノ來往者ニ對シテハ時局下諸般ノ便宜ヲ爲其ノ身分ヲ證
明スベキ證票ヲ携行スル様指導スルコト

(4) 内陸間ノ來往者ノ處遇ニ就テハ細心ノ注意ト充分ナル理解トヲ
以テ之ニ當ルコト

(5) 内陸警察相互間ノ連絡ヲ一層緊密ニシ不逞分子ノ潛入策動等ノ
防遏ニ付遺憾ナキヲ期スルコト

三 警察上ノ處遇改善

(1) 第一線富該警察官ノ教養及人選ニハ特別ノ考慮ヲ拂ヒ日常ノ職務執行ニ當リテハ充分ナル理解ト愛情トヲ以テ之ニ當ラシムルコト

(2) 有識層ニ對スル處遇ニ付テハ特別ノ考慮ヲ拂ヒ苟モ其ノ自尊心ヲ傷クルガ如キコトナキ様周到ノ注意ヲ以テスルコト

(3) 朝鮮同胞ノ多數居住スル地域ニハ事故ノ未然防止ヲ圖ル爲適當ナル施設ヲ講ジ特ニ空襲等非常事態時ニ對處スル措置トシテ朝鮮同胞有刀者ノ協刀ヲ求ムル等ノ方途ヲ講ジ之ガ保護ノ萬全ヲ期スルコト

五 協和事業ノ刷新

- (1) 厚生省主管部局並ニ地方廳ノ機構ヲ整備強化スルト共ニ中央協和會ヲ改組擴充シ尙此ノ際協和會ノ協和事業等ノ名稱ヲ夫々興生會、興生事業等ト改メ其ノ清新活潑ナル運営ヲ期スルコト
- (2) 協和事業ノ實施ニ關シ關係各廳及關係團體間ノ緊密ナル連繫ヲ保持シ以テ諸般ノ施策ニ齟齬ナキヲ期スル爲厚生省及主要關係都道府縣ニ委員會ノ如キモニヲ設クルコト
- (3) 協和會ノ役員等トシテ皇民化ノ程度高キ朝鮮同胞ヲ指導部面ニ活用スル途ヲ拓クコト
- (4) 在任朝鮮同胞ノ言語風習等ノ内地化ニ關シテハ急遽ニ之ヲ徹底セ

- (5) 日常周圍ノ内地人トノ接觸ヲ緊密ニシ隣組、町會、部落會等ノ機構ニ朝鮮同胞ヲ抱擁把握スルコト
- (6) 朝鮮同胞ノ特ニ多數在任スル地域ニ於テハ生活相談所ヲ設置シ、能フ限り朝鮮同胞ヲモ第一線ニ用フルコト
- (7) 旅行、居住、就職其ノ他日常生活萬般ニ關スル懇切ナル指導ヲ行フト共ニ生活環境ノ改善又ハ保護指導ニ關スル施設ヲ行フ等其ノ生活一般ノ接護ヲ圖ルコト
- (8) 在任朝鮮人壯丁ニ對スル鍊成ヲ強化シ以テ眞ノ健兵ヲ養成スベク適切ナル措置ヲ講スルコト
- (9) 市町村長ヲシテ一層積極的ニ協和事業ノ實施ニ當ラシムル様適當ナル方途ヲ講スルコト
- (10) 協和會ノ事業ニ對シ各種團體（大政翼贊會、大日本産業報國會、

大日本勞務報國會、大日本婦人會等、又ハ篤志家等ヲ充分協力セシ
ムルノ方途ヲ講ズルコト
(3) 大政翼贊會、翼贊壯年團、大日本婦人會、警防團等に對スル在住
朝鮮同胞ノ參加ヲ勸奨スルコト

六 進學ノ指導

- (ウ) 大學、專門學校ヘノ入學ニ關シテハ内地人ト同様ニ取扱フコトヲ建前トシ昭和二十年度入學者選抜ニ當リテハ特別ノ方途ヲ考慮スルト共ニ他面朝鮮獎學會ノ進學保證制度ヲ活用シ理工科系諸學校ヘノ進學風潮ヲ育成スルコト
- (ク) 朝鮮同胞ノ子弟ヲ多數收容セル私立中等學校ニ付テハ特ニ指導ヲ加ヘ其ノ内容ノ充實ヲ圖ルコト
- (カ) 大日本育英會ヲシテ朝鮮同胞學徒ニ對シ學資貸與ノ方途ヲ講ゼシムル様措置スルコト
- (キ) 文部省教學官ニ朝鮮人學生、生徒ノ指導及監督ニ慣熟セル人材ヲ登用シ内地人學生、生徒ト融和一体ノ進展ニ資スルコト

極秘

朝鮮及臺灣同胞ニ對スル處遇改善ニ關スル件

一九一三 五

戦局ノ現段階ニ處シ朝鮮及臺灣同胞ヲシテ益々皇民タルノ自覺ニ徹シ
一億一心ノ實ヲ擧ゲ大東亞建設ノ聖業完遂ニ邁進セシムルノ要緊切ナ
ルモノアルニ鑑ミ、朝鮮及臺灣同胞ニ對スル政治上ノ處遇ニ付別途考
究ヲ進ムルト共ニ一般ノ處遇改善ニ關シ左ノ方策ヲ實施スルモノトス

第一 朝鮮同胞ニ對スル處遇改善要領

一 一般内地人ノ啓蒙
朝鮮同胞ヲ包攝シテ之ヲ完全ナル皇國民トシテ同化融合シ眞ニ一億
一心ノ國民的團結ヲ圖ルハ朝鮮統治ノ窮極ノ目的ナル所以ヲ國民各
階層ニ徹底認識セシメ之ヲ内地人ノ朝鮮同胞ニ對スル日常ノ處遇ニ

反映セシムルコト

二 内地渡航制限ノ廢止

朝鮮同胞ノ内地渡航制限制度ハ之ヲ廢止スルコト尙之ニ關シ勞務ノ
計畫的配置ノ確保等ノ爲必要ナル措置ヲ講ズルコト

三 警察上ノ處遇改善

警察上ノ處遇ニ付テハ各般ニ亘リ極力改善ノ方法ヲ講ジ努メテ差別
感ヲ生ゼシメザル様配意スルト共ニ他ノ保護指導機關ト協力シ朝鮮
同胞保護ノ萬全ヲ期スルコト

四 勤勞管理ノ改善

内地ニ來任スル朝鮮人勞務者ヲシテ其ノ職域ニ安住シ生活ニ満足
シテ勤勞ニ最高ノ能率ヲ發揮セシムル様勤勞管理ニ刷新改善ヲ加メ

五 協和事業ノ刷新
内地定住朝鮮同胞ノ子弟教育ニ付テハ内地人子弟ト同様ニ取扱フ趣旨ヲ一層徹底セシムルト共ニ朝鮮在住者子弟ノ内地専門學校以上ノ進學育英ニ付テモ適切ナル措置ヲ講スルコト
内地定住朝鮮同胞ノ子弟教育ニ付テハ内地人子弟ト同様ニ取扱フ趣旨ヲ一層徹底セシムルト共ニ朝鮮在住者子弟ノ内地専門學校以上ノ進學育英ニ付テモ適切ナル措置ヲ講スルコト
内地定住朝鮮同胞ノ子弟教育ニ付テハ内地人子弟ト同様ニ取扱フ趣旨ヲ一層徹底セシムルト共ニ朝鮮在住者子弟ノ内地専門學校以上ノ進學育英ニ付テモ適切ナル措置ヲ講スルコト

六 進學ノ指導

内地定住朝鮮同胞ノ子弟教育ニ付テハ内地人子弟ト同様ニ取扱フ趣旨ヲ一層徹底セシムルト共ニ朝鮮在住者子弟ノ内地専門學校以上ノ進學育英ニ付テモ適切ナル措置ヲ講スルコト

七 就職ノ斡旋

朝鮮同胞ノ有職層ニ對シ其ノ人物才幹ニ應ジ就職向上ノ機會ヲ與フル爲各官廳ニ於ケル學校卒業生ノ採用方針ヲ更ニ積極的ナラシムルト共ニ民間會社等ニ於テモ能力學歷等ニ應ジ就職並ニ昇進ノ途ヲ拓

ク様指導斡旋スルコト

八 移籍ノ途ヲ拓クコト

内地ニ定住スル朝鮮同胞ニ對シ其ノ希望ニ依リ一定ノ條件ヲ以テ内地へ移籍ノ途ヲ拓クモノトスルコト

九 朝鮮内ニ於ケル處遇改善

朝鮮内ニ於ケル處遇改善
朝鮮内ニ於テモ朝鮮同胞ノ皇民鍊成ヲ一層徹底スベキ諸方策ノ實施
内鮮差別感ヲ誘發スルガ如キ諸制度ノ改廢其ノ他本施策ノ趣旨ニ則リ適切ナル措置ヲ講スルコト

第二 臺灣同胞ニ對スル處遇改善要領

前掲第一ノ一乃至八ノ朝鮮同胞ニ對スル措置ハ臺灣同胞ニ對シテモ概テ同様ノ方針ヲ以テ實施スルコト但シ差當リ内地在住臺灣同胞ニ

對シテハ臺灣協會ノ現在機構ヲ擴充シテ諸施策ノ實施ニ當ラシムル
モノトス

臺灣内ニ於テモ臺灣同胞ノ皇民鍊成ヲ徹底スベキ諸方策ノ實施ノ内
臺差別感ヲ誘發スルガ如キ諸制度ノ改廢其ノ他本施策ノ趣旨ニ則リ
適切ナル措置ヲ講ズルコト

第一ニハ、この白毛尾銅山ヲハシトスルカ
標高トシテ、何ハ
シテハ、何ハ

朝鮮及臺灣同胞ニ對スル處遇改善ニ關スル件

一九一三—一六

戰局ノ現段階ニ處テ朝鮮及臺灣同胞ヲシテ益々皇民タルノ自覺ニ徹シ
一億一心ノ實ヲ擧ゲ大東亞建設ノ聖業完遂ニ邁進セシムルノ要緊切ナ
ルモノアルニ鑑ミ朝鮮及臺灣同胞ニ對スル政治上ノ處遇ニ付別途考究
ヲ進ムルト共ニ一般ノ處遇改善上關シ左イ方策ヲ實施スルモノトス

一 一般内地人ノ啓發

朝鮮同胞ヲ包攝シテ之ヲ完全ナル皇國民トシテ同化融合シ眞ニ一
億一心ノ國民的團結ヲ圖ルハ朝鮮統治ノ窮極ノ目的ナル所以ヲ國
民各階層ニ徹底認識セシメ之ヲ内地人ノ朝鮮同胞ニ對スル日常ノ

處遇ニ反映セシムルコト

二 内地渡航制限制度ノ廢止

朝鮮同胞ノ内地渡航制限制度ノ之ヲ廢止スルコト尙之ニ關シ勞務
ノ計畫的配置ノ確保等ノ爲必至ナル措置ヲ講ズルコト

三 警察上ノ處遇改善

警察上ノ處遇ニ付テハ各般ニ亙リ極力改善ノ方法ヲ講ジ努メテ差
別感ヲ生ゼンメザル様配意スルコト共ニ他ノ保護指導機關ト協力シ
朝鮮同胞保護ノ萬全ヲ期スルコト

四 勤勞管理ノ改善

内地ニ來任スル朝鮮人勞務者ヲシテ其ノ職域ニ安住シ生活ニ満足
シテ勤勞ニ最高ノ能率ヲ發揮セシムル様勤勞管理ニ刷新改善ヲ加

フルコト

五 興生事業ノ刷新

内地在住朝鮮同胞ノ皇民化ヲ彌々促進スルト共ニ一般内地人ノ啓
蒙ニ努ムル爲興生事業ノ刷新ヲ圖ルコト

六 進學ノ指導

内地在住朝鮮同胞ノ子弟教育ニ付テハ内地人子弟ト同様ニ取扱フ
趣旨ヲ一層徹底セシムルト共ニ朝鮮在住者子弟ノ内地専門學校以
上ヘノ進學及朝鮮同胞ノ育英ニ付テモ適切ナル措置ヲ講ズルコト
七 就職ノ斡旋

朝鮮同胞ノ有識層ニ對シ其ノ人物才幹ニ應ジ就職向上ノ機會ヲ與
フル爲各官廳ニ於ケル學校卒業者ノ採用方針ヲ更ニ積極的ナラシ

ムルト共ニ民間會社等ニ於テモ能力學歷等ニ應ジ就職並ニ昇進ノ
途ヲ拓ク様指導斡旋スルコト

八 移籍ノ途ヲ拓クコト

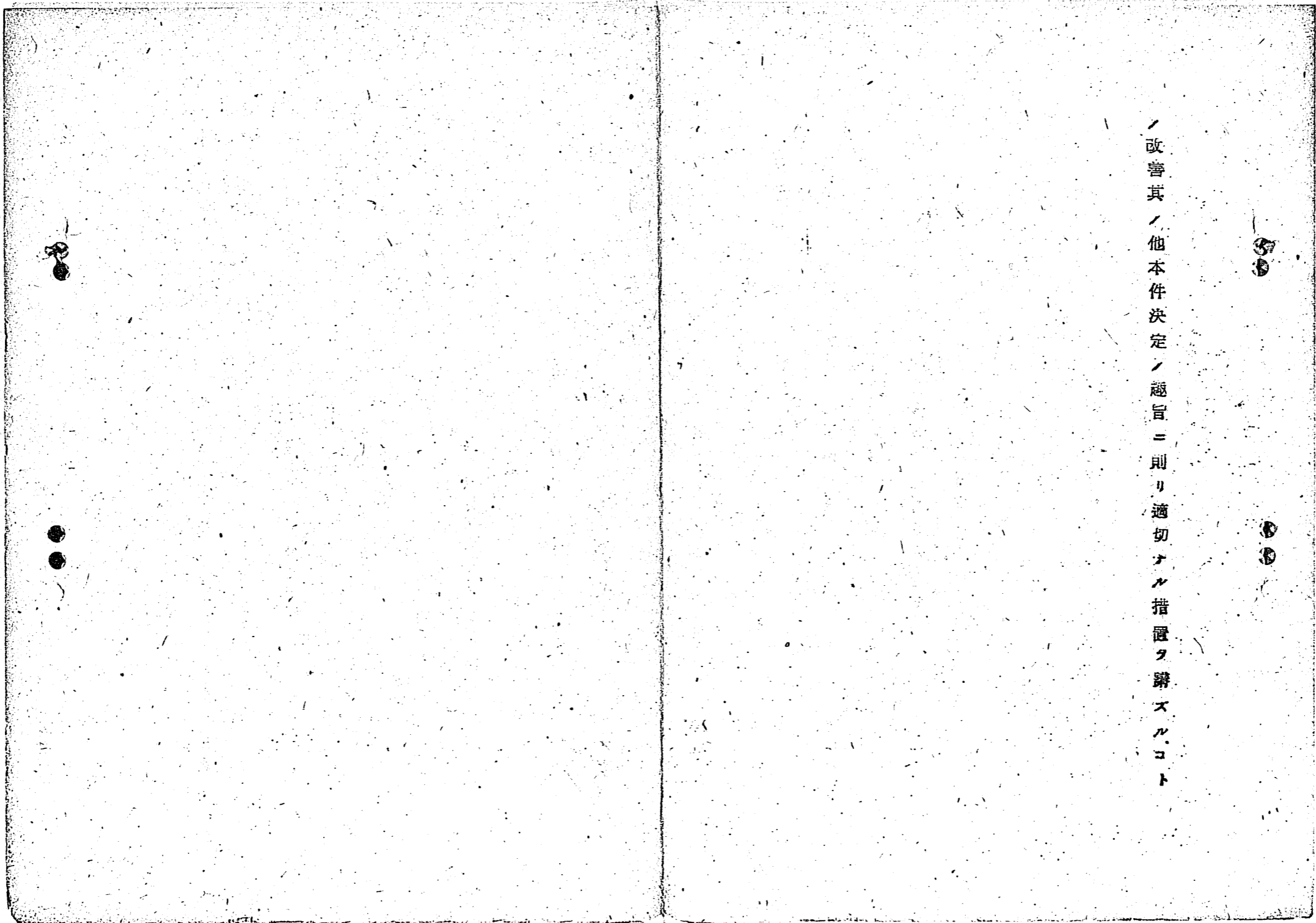
内地ニ定任スル朝鮮同胞ニ對シ其ノ希望ニ依リ一定ノ條件ヲ以テ
内地ヘ移籍ノ途ヲ拓クモノトスルコト

第二 内地在住臺灣同胞ニ對スル處遇改善要領

第一ノ朝鮮同胞ニ對スル措置ハ臺灣同胞ニ對シテモ概ネ同様ノ方針
ヲ以テ實施スルコト

第三 朝鮮及臺灣内ニ於ケル處遇改善

朝鮮及臺灣内ニ於テハ朝鮮及臺灣同胞ノ皇民化ヲ一層徹底スルニキリ諸
方策ヲ強化スルト共ニ内鮮内臺ノ一體化ヲ更ニ促進スル如ク諸制度



ノ改善其ノ他本件決定ノ趣旨ニ則リ適切ナル措置ヲ講スルコト

REEL No. A-0503



参 考

内地在任朝鮮同胞ニ對スル處遇改善與領一乃至六ノ具體的施策トシテ
實施スベキ事項概ネ左ノ如シ

尙内地在任臺灣同胞ニ對シテモ概ネ同様ノ措置ヲ講スルモノトス但シ
與生事業ノ實施機關トシテハ差シ當リ臺灣協會ノ現在機構ヲ擴充シテ
之ニ當ラシムルモノトス

一 一般内地人ノ啓蒙

(1) 新聞、雜誌、映畫、著作等各種ノ方法ヲ以テ朝鮮同胞皇民化ノ
實相ヲ知ラシメ之ヲ親愛スベキコトヲ認識セシムルコト

(2) 國民教化ノ全分野ニ亘リ普ク内鮮一體ノ思念ヲ滲透セシムルニ
努メ特ニ朝鮮人學童ヲ收容シ居レル國民學校等ニ於テハ内地人學

童ト朝鮮人學童トノ融和一體化ニ努ムルト共ニ母親學級等ヲ通ジ

家庭婦人ニ内鮮一體化ノ觀念ヲ徹底セシムルコト

(3) 教科書ノ修正及新編纂ニ際シテハ幼兒及青少年(國民學校教育
師範教育並ニ中等教育)ヲ通ジ朝鮮ニ關スル教材ヲ豐富ニシ朝鮮
及朝鮮同胞ニ對スル認識理解ヲ深カラシムルコト

二 内地渡航制限制度ノ廢止

(1) 朝鮮同胞ノ内地渡航ニ關スル現行制度ノ廢止ニ伴ヒ勞務、輸送
其他時局下ノ要請ニ基キ之ガ渡航ニ關シ必要ナル調整ヲ加フルコト

(2) 就勞ヲ目的トスル内地渡航ハ勞務ノ計畫的的配置ヲ確保スル爲官
斡旋又ハ徵用等ノ方法ニ依ルヲ原則トスルコト

(3) 内鮮間ノ來往者ニ對シテハ時局下諸般ノ便宜ノ爲其ノ身分ヲ證明スルキ證票ヲ携行スル様指導スルコト

(4) 内鮮間ノ來往者ノ處遇ニ付テハ細心ノ注意ト充分ナル理解トヲ以テ之ニ當ルコト

(5) 内鮮警察相互間ノ連絡ヲ一層緊密ニシ不逞分子ノ潛入策動等ノ防遏ニ付遺憾ナキヲ期スルコト

三 警察上ノ處遇改善

(1) 第一線當該警察官ノ教養及人選ニハ特別ノ考慮ヲ拂ヒ日常ノ職務執行ニ當リテハ充分ナル理解ト愛情トヲ以テ之ニ當ラシムルコト

(2) 有識層ニ對スル處遇ニ付テハ特別ノ考慮ヲ拂ヒ苟モ其ノ自尊心

ヲ傷クルガ如キコトナキ様周到ノ注意ヲ以テスルコト

(3) 朝鮮同胞ノ多數居住スル地域ニハ事故ノ未然防止ヲ圖ル爲適當ナル施設ヲ講ジ特ニ空襲等非常事態時ニ對處スル措置トシテ朝鮮同胞有力者ノ協力を求めムル等ノ方途ヲ講ジ之ガ保護ノ萬全ヲ期スルコト

四 勤勞管理ノ改善

(1) 朝鮮人勞務者ノ多數定住スル重要都道府縣ニ其ノ指導ヲ專擔スル係官ヲ置クコト

(2) 勤勞管理ノ衝ニ當ル者ヲシテ朝鮮ニ關スル認識特ニ言語、風習等ニ關スル知識ヲ充分ナラシメ愛情ト熱意トヲ以テ之ガ指導ニ當ラシムルト共ニ朝鮮同胞有識者ノ中ヨリ適任者ヲ指導部面ニ可及

的活用ヲ期スルコト

(3) 同一職場ニ勤務スル内地人職員及勞務者ハ勿論其ノ家族ニ至ル迄朝鮮同胞ニ對スル理解ト認識トヲ徹底セシメ差別的感情ヲ誘發スルガ如キ舉措ナキ様指導スルコト

(4) 家族援護就中送金文通等ニ對スル便宜供與宿舍管理ノ刷新、適切ナル慰安等ニ付一層配意シ其ノ定着ニ資スルト共ニ逃走防止等ノ爲ニスル措置ニ關シテモ其ノ取扱ニ付充分留意スルコト

(5) 一時歸郷、家族呼寄等ノ希望アル場合ハ可及的温情的取扱ヲ行フコト

五 興生事業ノ刷新

(1) 厚生省主管部局並ニ地方廳ノ機構ヲ整備強化スルト共ニ中央協和會ヲ改組擴充シ尙此ノ際協和會、協和事業等ノ名稱ヲ夫々興生會、興生事業等ト改メ其ノ清新活潑ナル運営ヲ期スルコト

(2) 興生事業ノ實施ニ關シ關係各廳及關係團體間ノ緊密ナル連絡ヲ保持シ以テ諸般ノ施策ニ齟齬ナキヲ期スル爲厚生省及主要關係都道府縣ニ委員會ノ如キモノヲ設クルコト

(3) 興生會ノ役員員等トシテ皇民化ノ程度高キ朝鮮同胞ヲ指導部面ニ活用スル途ヲ拓クコト

(4) 在任朝鮮同胞ノ言語風習等ノ内地化ニ關シテハ急速ニ之ヲ徹底セシムルコトトシテ衛生及公德觀念ノ向上ヲ圖ルコト

(5) 日常周圍ノ内地人トノ接觸ヲ緊密ニシ隣組、町會、部落會等ノ機構ニ朝鮮同胞ヲ抱擁把握スルコト

④ 朝鮮同胞ノ特ニ多數在任スル地域ニ於テハ生活相談所ヲ設置シ
ハ能フ限リ朝鮮同胞ヲモ第一線ニ用ソルコト）旅行、居住、就職
其ノ他日常生活萬般ニ關スル懇切ナル指導ヲ行フト共ニ生活環境
ノ改善又ハ保護指導ニ關スル施設ヲ行フ等其ノ生活一般ノ援護ノ

圖ルコト

- ① 在任朝鮮人壯丁ニ對スル鍊成ヲ強化シ以テ眞ノ健兵ヲ養成スベ
ク適切ナル措置ヲ講ズルコト
- ② 市町村長ヲシテ一極積極的ニ興生事業ノ實施ニ當ラシムル機適
當ナル方途ヲ講ズルコト
- ③ 興生會ノ事業ニ對シ各種團體（大政翼贊會、大日本産業報國會
、大日本勞務報國會、大日本婦人會等）又ハ篤志家等ヲ充分協力

セシムル方途ヲ講ズルコト

- ④ 大政翼贊會、翼贊壯年團、大日本婦人會、警防團等ニ對スル在
任朝鮮同胞ノ參加ヲ勵獎スルコト

六 進學ノ指導

- ① 大學、専門學校（ハノ入學ニ關シテハ内地人ト同様ニ取扱フコト
ヲ建前トシ昭和二十年入學者選抜ニ當リテハ特別ノ方途ヲ考慮
スルト共ニ他面朝鮮獎學會ノ進學保證制度ヲ活用シ理工科系諸學
校（ハノ進學風潮ヲ育成スルコト
- ② 朝鮮同胞ノ子弟ヲ多數收容セル私立中等學校ニ付テハ特ニ指導
ヲ加ヘ其ノ内容ノ充實ヲ圖ルコト
- ③ 大日本育英會ヲシテ朝鮮同胞學徒ニ對シ學資賞與ノ方途ヲ講ゼ

シムル様措置スルコト

文部省等學官ニ朝鮮人學生、生徒ノ指導及監督ニ慣熟セル人材
ヲ登用シ内地人學生、生徒トシ融和一體ノ進展ニ資スルコト



朝鮮

朝鮮及臺灣同胞ニ對スル處遇改善ニ關スル件

戦前ノ現段階ニ處シ朝鮮及臺灣同胞ヲシテ益々皇民タルノ自覺ニ徹シ
一億一心ノ實ヲ擧ゲ大東亞建設ノ事業宗途ニ邁進セシムルノ緊要切ナ
ルモノアリニ鑑ミ朝鮮及臺灣同胞ニ對スル政治上ノ處遇ニ付別途考究
ヲ進ムルト共ニ一被ノ處遇改善ニ就ク左ノ方針ヲ策定スルモノトス

第一 内地在任朝鮮同胞ニ對スル處遇改善要領

一 一被内地人ノ啓蒙

朝鮮同胞ヲ包攝シテ之ヲ完全ナル皇國民トシテ同化融合シ眞ニ一
億一心ノ國民的團結ヲ圖ルハ朝鮮統治ノ窮極ノ目的ナル所以ナリ
民各階層ニ徹底認識セシメ之ヲ内地人ノ朝鮮同胞ニ對スル日常ノ
處遇ニ反映セシムルコト

二 内地渡航制限制度ノ廢止

朝鮮同胞ノ内地渡航制限制度ハ之ヲ廢止スルコト尙之ニ諸ノ等務
ノ計画的配置ノ確保等ノ爲ニ要ナル措置ヲ講ズルコト

三 警察上ノ處遇改善

警察上ノ處遇ニ付テハ各級ニ直リ極力改善ノ方法ヲ講ジ努メラザ
別感ヲ生センメザル様配慮スルト共ニ他ノ保護指導機關ト協力シ
朝鮮同胞保護ノ萬全ヲ期スルコト

四 勤勞管理ノ改善

内地ニ來任スル朝鮮人勞務者ヲシテ其ノ職域ニ安任シ生活ニ満足
シテ勤勞ニ最高ノ能率ヲ發揮セシムル様勤勞管理ニ刷新改善ヲ加
フルコト

（手書きメモ）
北朝鮮労働者
（その他）

五 興生事業ノ刷新
内地在任朝鮮同胞ノ皇民化ヲ諸々促進スルト共ニ一般内地人ノ啓蒙ニ努ムル爲興生事業ノ刷新ヲ圖ルコト

六 進學ノ指導

内地在任朝鮮同胞ノ子弟教育ニ付テハ内地人子弟ト同様ニ取扱フ趣旨ノ一層徹底セシムルト共ニ朝鮮在任者子弟ノ内地專門學校以上ヘノ進學及朝鮮同胞ノ菁英ニ付テハ適切ナル措置ヲ講スルコト

七 就職ノ斡旋

朝鮮同胞ノ有識者ニ對シ其ノ人物才幹ニ應ジ就職向上ノ機會ヲ與フルト共ニ民間會社等ニ於テモ活力學歷等ニ應ジ就職並ニ昇進ノ

途ヲ拓ク指導斡旋スルコト

八 移籍ノ途ヲ拓クコト

内地ニ定任スル朝鮮同胞ニ對シ其ノ希望ニ依リ一定ノ條件ヲ以テ内地ヘ移籍ノ途ヲ拓クモノトスルコト

第二 内地在任臺灣同胞ニ對スル處遇改善要領

第一ノ朝鮮同胞ニ對スル措置ハ臺灣同胞ニ對シテモ漸ク同様ノ方針ヲ以テ實施スルコト

第三 朝鮮及臺灣内ニ於ケル處遇改善

朝鮮及臺灣内ニ於テハ朝鮮及臺灣同胞ノ皇民化ヲ一層徹底スベキ諸方策ヲ強化スルト共ニ内鮮内臺ノ一連化ヲ更ニ促進スル如ク諸制度ノ改善其ノ他本件決定ノ趣旨ニ則リ適切ナル措置ヲ講スルコト

内地在任朝鮮同胞ノ皇民化

参 考

内地在任朝鮮同胞ニ對スル處遇改善案領一乃至六ノ具體的施策トシテ
實施スベキ事項概ネ左ノ如シ
尙内地在任臺灣同胞ニ對シテモ概ネ同様ノ措置ヲ講ズルモノトス但シ
興生事業ノ實施機關トシテハ差シ當リ臺灣協會ノ現在獲得ヲ擴充シテ
之ニ當ラシムルモノトス

一 一般内地人ノ啓蒙

(1) 新聞、雜誌、映畫、著作等各種ノ方法ヲ以テ朝鮮同胞皇民化ノ
實相ヲ知ラシメ之ヲ親愛スベキコトヲ認識セシムルコト

(2) 國民教化ノ全分野ニ亘リ普ク内鮮一體ノ思念ヲ滲透セシムルニ
努メ特ニ朝鮮人學童ヲ收容シ居レル國民學校等ニ於テハ内地人學童ト

朝鮮人學童トノ融和一體化ニ努ムルト共ニ母親學級等ヲ通ジ家庭
婦人ニ内鮮一體化ノ觀念ヲ徹底セシムルコト

(3) 教科書ノ修正及新編纂ニ際シテハ幼兒及青少年(國民學校教育
師範教育並ニ中等教育)ヲ通ジ朝鮮ニ關スル教材ヲ豊富ニシ朝鮮
及朝鮮同胞ニ對スル認識理解ヲ深カラシムルコト

二 内地渡航制限制度ノ廢止

(1) 朝鮮同胞ノ内地渡航ニ關スル現行制度ノ廢止ニ伴ヒ勞務、輸送
其他時局下ノ要請ニ基キ之ガ渡航ニ關シ必要ナル調整ヲ加ゾルコ
ト

(2) 就勞ヲ目的トスル内地渡航ハ勞務ノ計畫的配直ヲ確保スル爲旨
斡旋又ハ徵用等ノ方法ニ依ルヲ原則トスルコト

(5) 内鮮間ノ來往者ニ對シテハ時局下諸般ノ便宜ノ爲其ノ身分ヲ證

明スベキ証票ヲ携行スル様指導スルコト

(6) 内鮮間ノ來往者ノ處遇ニ付テハ細心ノ注意ト充分ナル理解トヲ以テ之ニ當ルコト

(7) 内鮮警察相互間ノ連絡ヲ一層緊密ニシ不逞分子ノ潛入策動等ノ防遏ニ付遺憾ナキヲ期スルコト

三 警察上ノ處遇改善

(1) 第一線當該警察官ノ救養及人選ニハ特別ノ考慮ヲ拂ヒ日常ノ職務執行ニ當リテハ充分ナル理解ト愛情トヲ以テ之ニ當ラシムルコト

(2) 有識層ニ對スル處遇ニ付テハ特別ノ考慮ヲ拂ヒ苟モ其ノ自尊心

ヲ傷クルガ如キコトナキ様周到ノ注意ヲ以テスルコト

(3) 朝鮮同胞ノ多數居住スル地域ニハ事故ノ未然防止ヲ圖ル爲適當ナル施設ヲ講ジ特ニ空襲等非常事態時ニ對處スル措置トシテ朝鮮

同胞有力者ノ協力ヲ求ムル等ノ方途ヲ講ジ之ガ保護ノ萬全ヲ期スルコト

四 勤勞管理ノ改善

(1) 朝鮮人勞務者ノ多數定住スル重要都道府縣ニ其ノ指導ヲ專擔スル係官ヲ置クコト

(2) 勤勞管理ノ術ニ當ル者ヲシテ朝鮮ニ歸スル認識特ニ言語、風習等ニ諳スル知識ヲ充分ナラジメ愛情ト熱意トヲ以テ之ガ指導ニ當ラシムルト共ニ朝鮮同胞有識者ノ中ヨリ適任者ヲ指導部面ニ可及

的活用ヲ期スルコト

(3) 同一職業ニ勤勞スル内地人職員及勞務者ハ勿論其ノ家族ニ至ル迄朝鮮同胞ニ對スル理解ト認識トヲ徹底セシメ差別的感情ヲ誘發スルガ如キ舉措ナキ務指導スルコト

(4) 家族保護中送命文通等ニ對スル便宜供與、宿舍管理ノ刷新、適切ナル慰安等ニ行一層注意シ其ノ定着ニ資スルト共ニ逃走防止等ノ高ニスル措置ニ講ンテモ其ノ取扱ニ行充分留意スルコト

(5) 一時歸郷、家族呼寄等ノ希望アル場合ハ可及的溫情的取扱ヲ行フコト

五 興生事業ノ刷新

(1) 厚生省主管部局並ニ地方廳ノ設備ヲ整備強化スルト共ニ中央協

和會ヲ改組擴充シ尙此ノ際協和會、協和華業等ノ名稱ヲ夫々興生會、興生華業等ト改メ其ノ清新活潑ナル運営ヲ期スルコト

(2) 興生事業ノ實施ニ關シ關係各廳及關係團體間ノ緊密ナル連絡ヲ保持シ以テ諸般ノ施策ニ隨應ナキヲ期スル爲厚生省及主務關係部道府縣ニ委員會ノ如キモノヲ設クルコト

(3) 興生會ノ役員等トシテ皇民化ノ程度高キ朝鮮同胞ヲ指導部面ニ活用スル途ヲ拓クコト

(4) 在任朝鮮同胞ノ言語風習等ノ内地化ニ關シテハ急遽ニ之ヲ徹底セシムルコトトシ特ニ衛生及公徳觀念ノ向上ヲ圖ルコト

(5) 日常周圍ノ内地人トノ接觸ヲ緊密ニシ隣組、町會、部落會等ノ機關ニ朝鮮同胞ヲ抱擁把握スルコト

(6) 朝鮮同胞ノ特ニ多數在任スル地域ニ於テハ生活相談所ヲ設置シ
(能フ限リ朝鮮同胞ヲモ第一線ニ用フルコト) 旅行、居住、就職
其ノ他日常生活萬般ニ關スル懇切ナル指導ヲ行フト共ニ生活環境
ノ改善又ハ保護指導ニ關スル施設ヲ行フ等其ノ生活一没ノ保護ヲ
圖ルコト

(7) 在任朝鮮人壯丁ニ對スル練成ヲ強化シ以テ眞ノ健兵ヲ養成スベ
ク適切ナル措置ヲ講ズルコト

(8) 市町村長ヲシテ一層積極的ニ興生事業ノ實施ニ當ラシムル豫備
當ナル方途ヲ講ズルコト

(9) 興生會ノ事業ニ對シ各種團體(大政翼贊會、大日本産業報國會
、大日本労働報國會、大日本婦人會等)又ハ篤志家等ヲ充分協力

セシムルノ方途ヲ講ズルコト

(10) 大政翼贊會、興資壯年團、大日本婦人會、警防團等ニ對スル在
任朝鮮同胞ノ參加ヲ勵ムルコト

六 進學ノ指導

(1) 大學、專門學校ヘノ入學ニ關シテハ内地人ト同様ニ取扱フコト
ヲ進前トシ昭和二十一年度入學者選拔ニ當リテハ特別ノ方途ヲ考慮
スルト共ニ他面朝鮮奨學會ノ進學保證制度ヲ活用シ理工科系諸學
科ヘノ進學風潮ヲ育成スルコト

(2) 朝鮮同胞ノ子弟ヲ多數收容セル私立中等學校ニ付テハ特ニ指導
ヲ加ヘ其ノ内容ノ充實ヲ圖ルコト

(3) 大日本育英會ヲシテ朝鮮同胞學徒ニ對シ學費資助ノ方途ヲ講ゼ

シムル 徴借置スルコト
的 文部省 徴借置スルコト
ヲ 登用シ 内地人 學生、生徒トシ 融和 一途ノ 進展ニ 資スルコト

本報

朝鮮及臺灣同胞ニ對スル處遇改善ニ關スル件

一九一三、五

戰局ノ現段階ニ處シ朝鮮及臺灣同胞ヲシテ益々皇民タルノ自覺ニ徹シ
一億一心ノ實ヲ擧ゲ大東亞建設ノ聖業完遂ニ邁進セシムルノ要緊切ナ
ルモノアルニ鑑ミ、朝鮮及臺灣同胞ニ對スル政治上ノ處遇ニ付別途考
究ヲ進ムルト共ニ一放ノ處遇改善ニ關シ左ノ方策ヲ實施スルモノトス

第一 朝鮮同胞ニ對スル處遇改善要領

一 一放内地人ノ啓蒙

朝鮮同胞ヲ包攝シテ之ヲ完全ナル皇國民トシテ同化融合シ眞ニ一億
一心ノ國民的團結ヲ圖ルハ朝鮮統治ノ窮極ノ目的ナル所以ヲ國民各
階層ニ徹底認識セシメ之ヲ内地人ノ朝鮮同胞ニ對スル日常ノ處遇ニ

反映セシムルコト

二 内地渡航制度ノ廢止

朝鮮同胞ノ内地渡航制限制度ハ之ヲ廢止スルコト向之ニ關シ勞務ノ
計畫的配置ノ確保等ノ爲必要ナル措置ヲ講ズルコト

三 警察上ノ處遇改善

警察上ノ處遇ニ付テハ各級ニ亙リ極力改善ノ方法ヲ講ジ勞メテ差別
感ヲ生ゼシメザル様配慮スルト共ニ他ノ保護指導機關ト協力シ朝鮮

同胞保護ノ萬全ヲ期スルコト

四 勤勞管理ノ改善

内地ニ來任スル朝鮮人勞務者ヲシテ其ノ職域ニ安任シ生活ニ満足シ
テ勤勞ニ最高ノ能率ヲ發揮セシムル様勤勞管理ニ刷新改善ヲ加フル

漢文

五 協和事業ノ刷新

一 故内地人ノ啓蒙ニ努ムルト同時ニ内地在任朝鮮同胞ノ皇民化ノ促進ヲ圖ル爲協和事業ノ刷新ヲ圖ルコト

六 進學ノ指導

内地定任朝鮮同胞ノ子弟教育ニ付テハ内地人子弟ト同様ニ取扱フ趣旨ヲ一層徹底セシムルト共ニ朝鮮在任者子弟ノ内地專門學校以上ヘノ進學育英ニ付テモ適切ナル措置ヲ講スルコト

七 就職ノ斡旋

朝鮮同胞ノ有職層ニ對シ其ノ人物才幹ニ應ジ就職向上ノ機會ヲ與フル爲各官廳ニ於ケル學校卒業生ノ採用方針ヲ更ニ積極的ナラシムル

ト共ニ民間會社等ニ於テモ能力學歷等ニ應ジ就職向上ノ昇進ノ途ヲ拓ク様指導斡旋スルコト

八 移籍ノ途ヲ拓クコト

内地ニ定任スル朝鮮同胞ニ對シ其ノ希望ニ依リ一定ノ條件ヲ以テ内地ヘ移籍ノ途ヲ拓クモノトスルコト

九 朝鮮内ニ於ケル處遇改善

朝鮮内ニ於テモ朝鮮同胞ノ皇民養成ニ一層徹底スベキ諸方策ノ實施内鮮差別感ヲ醸發スルガ如キ諸制度ノ改廢具ノ他本施策ノ趣旨ニ則

リ適切ナル措置ヲ講スルコト

第三 臺灣同胞ニ對スル處遇改善要領

前掲第一ノ一乃至八ノ朝鮮同胞ニ對スル措置ハ臺灣同胞ニ對シテモ

紙不同様ノ方針ヲ以テ實施スルコト但シ差當リ内地在任臺灣同胞ニ
對シテハ臺灣協會ノ現在機構ヲ擴充シテ諸施策ノ實施ニ當ラシムル
モノトス

臺灣内ニ於テモ臺灣同胞ノ皇民鍊成ヲ徹底スベキ諸方策ノ實施、内
急幸別懸ヲ誘發スルガ如キ諸制度ノ改廢其ノ他本施策ノ趣旨ニ則リ
海内ニ於テ爾指實ヲ講スルコト

